

令和6年9月より
認可保育施設利用の0～2歳児を対象として
**保育料の無償化の対象が
第2子まで** 広がります。 ¹

< 認可外保育施設は対象外です >

現状(令和6年8月まで)

年収360万円以上の場合、
小学生以上と認可外保育施設等の
利用児童はカウント対象外

第2子は半額
(第3子以降は無償)

令和6年9月以降

小学生以上と認可外保育施設等の
利用児童もカウント

第2子の保育料を無償化

制度変更
イメージ

年収360万円以上相当の世帯(2)

現状(令和6年8月まで)

令和6年9月以降

NEW!

小学生以上



(第1子)

第1子が
カウント対象外



(第1子)

第1子として
カウントする

第2子は
"無償"に

認可
保育
施設

0～2歳



(第2子)

第1子の扱い

保育料
全額



(第2子)

第2子の扱い

無償



(第3子)

第2子の扱い

半額



(第3子)

第3子の扱い

無償

第3子のため"無償"

- 1 令和6年3月の市会において無償化に関する予算の議決を経る必要があります。
- 2 正確には年収でなく市民税所得割金額で判断しています。
なお、年収360万円未満相当の世帯については、現状でも、
小学生以上と認可外保育施設等の利用児童をカウント対象としています。
令和6年9月分の保育料から適用されます。支払い時期は施設によって異なります。



【お問い合わせ】

こども青少年局幼保企画課 幼保利用グループ

.06-6208-8106